

1 **令和6年度第68回補装具評価検討会_20250117**

2 和田： お待たせしました。ただいまより、令和6年度第68回補装具評価検討会を開催いたします。皆さまには、ご多忙のところ検討会にご出席いただきありがとうございます。本日は、WEBとの併用開催となります。続いて、構成員の出席状況についてご報告いたします。会場でご参加の構成員が8名、WEBでご参加の構成員が4名の方に出席いただいております。次に、事務局を、紹介いたします。障害保健福祉部長の野村です。

7 野村： よろしく申し上げます。

8 和田： 次に、自立支援振興室長の川部です。福祉用具専門官の徳井です。企画課企画法令係主査の鈴木です。障害者支援機器係の江崎です。同じく、黒田でございます。私は、自立支援振興室長補佐の和田です。どうぞ、よろしく申し上げます。次に、オブザーバー6名を紹介いたします。新潟医療福祉大学リハビリテーション学部講師、須田裕紀オブザーバー。大阪教育大学総合教育系特別支援教育部門准教授、奈良里紗オブザーバー。

13 奈良： よろしく申し上げます。

14 和田： 続きまして、国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具士長、中村隆オブザーバー。国立障害者リハビリテーションセンター学院厚生労働教官、丸山貴之オブザーバー。

16 丸山： よろしく申し上げます。

17 和田： 国立障害者リハビリテーションセンター企画情報部支援機器評価専門官、山崎伸也オブザーバー。国立障害者リハビリテーションセンター病院主任視能訓練士、山田明子オブザーバー。

19 山田： よろしく申し上げます。

20 和田： 奈良オブザーバー、丸山オブザーバー、山田オブザーバーにつきましては、WEBにてご参加いただいております。まずはじめに、障害保健福祉部長の野村よりご挨拶申し上げます。

22 野村： 障害福祉部長の野村でございます。こんな時期になりましたけど、明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。お集まりの委員の皆さま、オブザーバーの方々の、平時より障害福祉の推進に当たりまして、格別のご協力ご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。この補装具でございますけれども、総合支援法に基づく補装具費という制度がございますけれども、補装具って一体何かと考えると、障害のある方々が日常生活を過ごす上で、その移動であったりとかあるいは日々の動作、こういったものを支えるための用具として、欠くべからざるものだと考えております。この補装具の機能が発揮され

1 ることでもって、それぞれの方々が社会人として社会の中で、あるいは地域の中で独立して、自らの暮らしをつづけていくことができると、あるいは新しいことにチャレンジすることができる、こ
2 ういったことにつながる非常に肝となるものだと考えております。本年度、令和6年度から、制度
3 がどのように動いてるかを簡単にご紹介申し上げます。例の異次元の少子化対策というのがござい
4 ましたけれども、これの中で子どもの関係の補装具については、1年の間に複数回であるとか、あ
5 るいは年齢を重ねるごとに体の成長に合わせてということで、頻々と補装具の交換が必要にな
6 るということもある、という子どもの特性に鑑みて、所得制限の撤廃をした上で補装具制度を提供
7 するという制度の見直しでございますとか、あるいは、原材料費の価格の高騰などを踏まえまし
8 て、これは子どもとは関係なくということですが、そういったことにはなるんですが、価格高騰な
9 ど踏まえて、ほぼすべての種目について基準額の見直しをしたところでございます。そうした中で
10 今日第68回目を迎えますこの評価検討会ですけれども、この4月から実施をしております、補装
11 具費支給制度に関する運用について、どういった点について見直しをしていくのかなどといったこ
12 とについて、ご議論を賜ればと考えております。構成員の皆さま方におかれましては、忌憚のな
13 いご意見・ご助言を賜りますようによろしくお願い申し上げます。どうも本日はよろし
14 くお願いします。

16 和田： ありがとうございます。それでは、補装具評価検討会の構成員を改めてご紹介させていただきます。
17 参考資料2の構成員名簿にそって、五十音順に上からご紹介させていただきます。佐賀大学医
18 学部附属病院リハビリテーション科診療教授、浅見豊子構成員。国立障害者リハビリテーションセ
19 ンター病院副院長、石川浩太郎構成員。

20 石川： 石川でございます、Webで失礼します。どうぞよろしくお願いいたします。

21 和田： 中部学院大学看護リハビリテーション学部教授、井村保構成員。

22 井村： 井村でございます。よろしくお願いいたします。

23 和田： 東京電機大学理工学部教授、大西謙吾構成員。宮城県リハビリテーション支援センター顧問、樫本
24 修構成員。埼玉県総合リハビリテーションセンター主任、河合俊宏構成員。国立病院機構箱根病院
25 リハビリテーション科医師、小林庸子構成員。

26 小林： よろしくよろしくお願いいたします。

27 和田： 国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部長、清水朋美構成員。横浜市総合リハビリ
28 テーションセンターセンター長、高岡徹構成員。兵庫県立総合リハビリテーションセンター所長、

1 陳隆明構成員。国立障害者リハビリテーションセンター総長、芳賀信彦構成員。熊本県福祉総合相
2 談所主任技師、山口公深構成員。

3 山口： 山口と申します。よろしくお願ひいたします。

4 和田： 本日は石川構成員、井村構成員、山口構成員は Web にてご参加いただいております。そして小林構
5 成員におきましても、新幹線の都合によりまして、Web に切り替えてご参加いただいております。
6 以上、本日ご出席いただいた 12 名の構成員の皆さまには、どうぞお願ひいたします。なお、部長
7 の野村につきましては、他の公務により、15 時 30 分ごろに中座させていただきます。議事運営に
8 つきましては榎本座長にお願ひし、芳賀構成員におかれましては副座長をお願ひしたいと存じま
9 す。よろしくお願ひいたします。

10 榎本： それでは芳賀副座長、皆さまどうぞよろしくお願ひします。新年でもありますけれども、今年度、
11 こうやって顔を合わすのは実は今日が初めてなんですよ。年度末も近いです。不思議な感じですが、
12 今日は 2 時から 4 時まで、時間通りに進めたいと思いますのでご協力お願ひいたします。それ
13 では、議事に入る前に、検討会の公開と非公開について、事務局にお願ひいたします。

14 和田： 「補装具評価検討会開催要綱」にも明記しておりますが、厚生労働省における審議会や検討会は、
15 原則として会議、議事資料及び議事録を公開することとしておりますので、本検討会においても議
16 事録を公開いたします。なお、要綱において、議事内容により非公開にする必要があると座長が認
17 めた場合には、非公開である旨、及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において、
18 議事要旨を公開することとなっております。そのため、個別の企業名や個別の品名等に対する意
19 見、または、評価等が述べられる部分については原則非公開とし、公開可能な議事資料及び議事録
20 については、座長のご了解を得た後に、ホームページで公開することとしたいと思ひます。

21 榎本： よろしいでしょうか。それでは、資料と議事要旨、議事録の公開ということで議事に入ります。事
22 務局から、配布資料の確認をお願ひします。

23 和田： はい。配布資料の確認をいたします。本日の資料は、議事次第、資料 1-1、1-2、1-3、資料 2、参
24 考資料 1~4 となっております。ご発言方法ですが、WEB でご参加の構成員におかれましては、ご
25 発言いただく際、「手を挙げる」というアイコンを画面に表示していただく、もしくは、実際に挙
26 手してお知らせ願ひします。もしご発言されないときは、ミュート機能の設定をお願ひいたします。
27 また、本検討会議事録の正確な作成のため、ご発言される際は、氏名を名乗ってから、ハッキリ、
28 ゆっくりとご発言くださいますようお願ひいたします。以上です。

1 榎本： 個別の製品とかそういう評価に関する記載がある資料につきましては、非公開とさせていただきます
2 す。その他、資料の公開・非公開について皆さまからご意見はございますでしょうか。特にありま
3 せんか。わかりました。それでは、本日の議題に入ります。1つ目の議題「令和6年度厚生労働科
4 学研究の進捗状況について」、事務局よりお願いします。

5 徳井： 事務局の徳井です。私の方から令和6年度厚生労働科学研究について、簡単に全体の概要をご説明
6 させていただきます。参考資料3をお手元にご用意ください。よろしいでしょうか。こちらは、前
7 回の第67回補装具評価検討会の資料となっておりますが、前回は持ち回り開催でしたので、改め
8 てご説明をさせていただきます。令和6年度は、指定課題、公募課題及び特別研究を実施しており
9 ます。指定課題におきましては、補装具の支給基準にかかる告示改正の基礎資料を作成することを
10 目標とし、公募課題におきましては、補装具費支給制度が抱える課題の解決に向けた客観的データ
11 の収集及び資料作成をすることとしています。また、今年度は単年度研究となる特別研究も実施し
12 ております。こちらは盲ろう児者の日常生活用具に関する研究となりますが、こちらも本日、ご報
13 告させていただきます。なお、研究の具体的な説明につきましては、それぞれの研究代表者にお願
14 いしたいと思います。まずは、指定課題について、研究代表者の浅見構成員、お願いします。

15 浅見： 指定課題の研究代表者をしております、浅見です。まず資料1-1をお手元にご準備いただければと
16 思います。指定課題は、「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」とし
17 て実施しております。現在は3年計画の2年目となります。令和9年度の告示改正のための基礎資
18 料の作成ということで、運動器系補装具、視覚器系補装具、聴覚器系補装具、重度障害者用意思伝
19 達装置の4分野に分けて、研究を実施しておりますので、具体的にはそれぞれの研究分担者から説
20 明をしたいと思います。まず資料1-1についての説明です。まず、運動器系補装具および重度障
21 害者用意思伝達装置につきまして、中村オブザーバーの方からご説明いたします。

22 中村： 運動器系補装具を担当しています、国リハの中村からご報告いたします。この研究課題は、今現
23 在、進行中なので、何をやっているかということを具体的にちょっと紹介します。運動器系は、こ
24 れまでに補装具の製作事業者に対して調査をおこない、具体的な支給基準のもとになるデータを収
25 集してきました。その中で、事業者の方から現在の支給に当たっての判定や更生相談所のあり方
26 について、かなりいろいろ意見がありまして、それに関して調査を今年度は行っています。特に、判
27 定業務ですね。かなり、事業者には負担になっていたり、あと更生相談所のやっぱりマンパワー不
28 足で非効率になっているということが指摘されています。ということで課題としては、まず判定業
29 務の効率化ということで、全国の更生相談所にアンケートを今まさにやろうとしているところで
30 す。判定でどういう問題があるのかですとか、そういうのを具体的に聞いています。また、判定の
31 効率化の1つの手段として、オンライン判定というものが考えられますが、それに対して実際の更
32 生相談所がどういう意見を持っているのか、それについても確認しようと考えています。あと、判

1 定以外の課題としては借受け制度というものが今、制度上あるんですが、なかなか十分に運用され
2 ていないということがありますので、それについて具体的な課題抽出、絞り込みにあたっています
3 す。また、車椅子・電動車椅子につきましては、令和6年度の基準の改定で大きく価格の算定方式
4 が変わりました。これについて実際の判定する側としてそれが十分理解され、運用されているの
5 か。また修正すべき点はないのか。そういうことについても確認する質問を設けています。次のペ
6 ージをお願いします。また次回の基準の告示改定のときに重要なポイントになると思われる、3次
7 元デジタル造形技術の導入に関する調査も、いよいよ詰めの段階に入っています。これまで補装具
8 を作るために石膏を用いて、型取りをしていたんですが、それに代わる新しい技術として、デジタ
9 ルスキャン技術が開発されています。実際に事業者には調査をしたところ、あるいくつかの種目にお
10 いては十分に使える技術であって、患者さんへの負担が少ないとか、石膏で汚れないとか、あとは
11 納期が早くなるとか、そういういくつかの利点が確認されています。これを告示に認めるために
12 は、もう少し具体的な絞り込みが必要です。1つは、3Dのデジタル化を使うための機器ですね。現
13 在いろんな種類のスキャナが販売されていて、われわれのiPhoneみたいな廉価版のものから、プ
14 ロフェSSIONALが使う数百万円単位のスキャナまでピンキリなんです。それがどれを1番使うの
15 が、1番いいのかですね、高い機器を使ったからといっていいものが作れるのかどうか。そういう
16 ことを、比較検討して確認する必要があるだろうと。あともう1つはですね、3Dのデジタル技術
17 になりますと、ちょっと今までと取り扱う情報が変わります。特にスキャナですと、患者さんの体
18 系そのものがデータ化されて、あるいは、顔まで映ってしまったりする場合もあるので、個人情報
19 と、そのデータ管理については、より新しい視点で考え直さなくちゃいけないんじゃないかという
20 ことで、こういう研究しながら、それなりのガイドラインを作る必要があるのだろうということを
21 認識しています。重度障害者用意思伝達装置については、これも、かなり考え方を変えていまし
22 て、専用機器であるものと、あとPCとソフトウェアの組み合わせ。そういうものにどんどん体制
23 が変わってきていますので、それについても更生相談所の考え方や、価格設定や費用についての調
24 査をおこなう予定です。以上です。

25 浅見： ありがとうございます。Webの先生方には、画面での資料の共有がうまくできていなかったと思
26 いますけれども、おそらく配布されている資料をご覧いただければと思いますので、よろしくお願
27 いたします。それでは次に、視覚器系補装具につきまして、山田オブザーバーのほうからお願い
28 いたします。

29 山田： 国リハの山田です。視覚系補装具を担当しておりますので、視覚系についてご報告させていただ
30 きます。視覚系では、今年度2つの取り組みを行っております。1つめは令和5年度からの継続した
31 取り組みですけれども、視覚障害に関する補装具についての情報発信としまして、9月より月に1
32 回、約1時間の勉強会を計画、実施しております。視覚障害に関連する補装具の基礎知識を周知す

1 ることを目的といたしまして、補装具を利用している視覚障害者の方や選定や支給、訓練販売に関
2 わる方など、補装具に関わるすべての方を対象に行っています。勉強会の参加者の方へのアン
3 ケートも実施しておりますので、今後、その効果および課題の検討をおこなう予定となっております
4 す。2つ目は、視覚障害に関する補装具のアセスメントおよびフォローアップシートの施策を実施
5 しております。制度を用いて購入した補装具を、うまく活用できずに使用しなくなったといった問
6 題点を受けまして、補装具の購入時のアセスメントと、購入後のフォローアップシートの試作研究
7 を計画しております。今回の計画では、先行研究において参考にできるアセスメントシートまたは
8 フォローアップシートを見つけることができなかつたということから、十分な根拠が不足している
9 場合に、専門家集団の合意に基づく見解を根拠として提示するデルファイ法のうち、意見集約にお
10 ける匿名性は保持した上で、専門家集団が顔を合わせて対面式の検討をおこなう修正デルファイ法
11 を用いて検討を行っております。現在医師、視能訓練士、歩行訓練士、義眼作製者、眼鏡作製技能
12 士、看護婦等の専門職、また各補装具を使用している視覚障害のある方に集まっていただきまし
13 て、視覚障害に関連する補装具である義眼、視覚障害者安全つえ、眼鏡の3つのチームを作成し、
14 試作に向けて検討中です。また、来年度、令和7年度は視覚系補装具の価格調査、今おこなって
15 おりますアセスメントシート、フォローアップシートの試作と効果検証、また視覚障害者のための補
16 装具費支給ガイドブックの作成を実施予定としております。以上となります。

17 浅見： ありがとうございます。次に、皆さま、5ページ目をご覧ください。聴覚器系補装具については、
18 本日研究分担者が所用で欠席しておりますので、私の方からご説明をさせていただきます。補聴器
19 につきましては、現在2つの質問紙調査を実施しているところです。1つ目は、市町村独自の購入
20 助成制度について。2つ目は補聴器の支給における適合プロセスなどについてとなります。まず1
21 つ目の、市町村向けの調査、研究についてご説明します。補装具は高度難聴および重度難聴の方が
22 対象となっており、軽度・中等度難聴の方は補装具費支給制度による補聴器の購入ができません。
23 しかし、市町村の中では、独自で購入助成しておられるところも増えてまいりました。そこで、市
24 町村による購入助成等の実態を把握するための質問紙調査を実施しております。次に2つ目の研究
25 ですが、令和9年度の告示改正に向けて、補聴器の支給に際してのフィッティングで、どのような
26 作業が発生しているかを認定補聴器専門店を対象に、質問紙調査で明らかにしようというものにな
27 ります。いずれの研究におきましても、全数調査となっております、現在調査中となりますので、
28 質問紙を回収次第、解析に移る予定になっております。指定課題につきましては以上でござい
29 ます。

30 徳井： ありがとうございます。次に公募課題につきまして、研究代表者の中村オブザーバーにお願いし
31 ます。

1 中村： 公募課題の研究代表をしております中村です。資料 1-2 をお手元にご用意ください。公募課題は、
2 「将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究」と題して実施しております。現在
3 3年計画の1年目となっております。資料が膨大なので、かいつまんで説明します。この研究の背
4 景は、皆さんご存知の通り、現在技術がとても進んでいて補装具というのはとても進歩していま
5 す。高機能部品、特にコンピュータが入った部品が、利用者が装着すると、安全かつ安心して生活が
6 でき、活動領域の拡大になるということを、我々はもう実際に経験しています。しかし、それら
7 いずれも数百万円単位の高額であるため、公費を財源とするわが国の障害者総合支援法において
8 は、なかなか十分支給されないという事実があります。本来は支援法の趣旨としては、生活や就労
9 に必要で使える人には支給しましょうということなのですが、現状はですね、公費では日常生活に
10 必要な補装具で十分じゃないか、あるいは支給しても有効活用されないと、その費用がムダになっ
11 てしまうんじゃないかという、とても心配事が多く、なかなかこういう固定観念から脱却すること
12 ができていません。次のページをお願いします。なぜ高機能補装具が普及しにくいのかというのは
13 大きく分けて2つあります。実際使ってみて支給させたいんだけど、本当にそれがいいのかどうか
14 というのが、なかなか行政側が判断しにくい状況があります。それはやはり費用対効果に対する根
15 拠がなかなかないということ、あとそれを評価する指標がないということがあります。なので、行
16 政側もなかなか支給の可否を躊躇する、非常に悩んでいる段階ではないかと思っています。一方海
17 外は、こういう費用対効果に対する研究というのが現在盛んにおこなわれてまして、例えばここに
18 示しましたように、義足を履いてる人が、高機能な電子制御の膝をつけると、転ばなくなるんで
19 す。そうすると、使わないで転んでしまった時にかかった医療費と比べると、膝継手を最初から支
20 給した方が安く上がるんじゃないかという報告も多々あります。次、もう1つはやはりこれは本質
21 的な問題ですが、アンバランスな予算配分というのがあります。日本というのは、とても支給制度
22 が充実した優れた国なんです、その反面、自費でこういうものを買おうって人は少なく、多くは
23 公的制度によって手に入れるというマーケットになっています。ですから、良いものを開発すれば
24 自ずと売れるだろうというのは、もうちょっと古い、昭和の考えで、補装具という福祉用具におい
25 てはですね、開発してもちゃんと普及する出口がないとユーザーには届きません。そこら辺もお金
26 をかける必要があるんじゃないかと考えます。残念ながら現在の予算では、この研究費も含め、実
27 際の価格基準も含め、物価高騰や人件費の上昇には追いついていなく、なかなか利益の出ない厳し
28 いマーケットになっている。ですからこのまま進むと、「安かろう、悪かろう」という、そういう
29 補装具しか、もう支給できなくなってしまうという可能性があります。儲からない補装具を作る事
30 業者は経営自体が立ち行かなくなり、制度自体が崩壊する危険性があると私は思っています。危険
31 性というのではなく、実際には既に崖っぷちなのではないかとは個人的には思っています。という
32 ことで、次のページをお願いします。この研究では、高機能の補装具を支給すれば、それを使っ
33 て、働いたり社会参加をすることによって、社会の一員として納税者、タックスペイヤーとなるこ

1 とによって、社会全体としては公費が循環してムダにならないのではないかと。あるいは、それを使
2 わないことによって生じるリスクよりも、使った方が、トータルで見た社会保障費の軽減に至るの
3 ではないかという仮説を立てます。また、こういうハイスpek的な高い技術を使うってことは、開
4 発だけじゃなくて医療・福祉のレベルでも、それに引っ張られて技術自体が向上するんですよね。
5 そういう高い技術レベルが要求されるフィールドを作ってあげないと、これからの技術の発展にわ
6 れわれの国はついていけないと、そういう仮説が成り立ちます。この研究課題では、義手・義足・
7 装具・車椅子を対象としています。主に電子部品を対象としますので、その具体例について紹介
8 します。次をお願いします。まず筋電電動義手です。筋電電動義手が古くからあるんですが、制度
9 上で正式な形式になったのは令和3年度からです。まだ年数は浅いです。現在はいろんな筋電義手
10 の部品が開発されて、支給対象となっております。映画のスターウォーズとかターミネーターの
11 ような世界が近づくのではないかと思ってる人も多いです。次をお願いします。ちょっと動画を流
12 しながら説明します。実際に支給された方の動画をご紹介します。義手っていうとですね、手の形
13 をしているというのが、皆さんは思われるかもしれませんが、今回紹介する方はちょっと違って
14 て、特殊な作業用の義手を使っています。40代の男性で前腕の切断ですが、職業は造園業です
15 ね。植木屋さんです。仕事上の事故だったんですが、残念ながら自営業だったので、労災の適用と
16 はならず、総合支援法での支給対象になっています。もちろん訓練段階で能動義手は作って、使
17 えるようにはなっているんですが、ご覧のような、こういうところの作業ですね。いろんな場所で
18 物を強い力でつかむ作業が必要であるというのには、やはり筋電義手がベストであって、筋電義手
19 の申請をして最終的には支給されました。ただ、残念ながら、やはりこれが本当に必要だっ
20 て認めてもらうのに、非常にわれわれとしても長く、半年ぐらいの時間をかけまして、資料を作成して、
21 やっと首を縦に振ってもらったということになります。この方は、事故をして切断した当時はもう
22 造園業ができないんじゃないかということで廃業も考えられましたが、こういう筋電義手を支給す
23 ることによって、今は、切断前と同じお仕事をされて、同じような経済状態になっているって
24 ことなので、費用対効果としては十分じゃないかなと思っています。次をお願いします。次は義足
25 です。いわゆる電子制御の、コンピュータがはいた、大腿義足の膝の部品にあたります。通常
26 MicroprocessorKnee といって、MPK と略しています。義足の膝というのは、歩くときには曲がっ
27 て、立ってるときに曲がって欲しくないという、矛盾した機能を要するんですが、その切り替えを
28 コンピュータで制御するというものです。さらにここで紹介する最先端の製品は、障害物を乗り越
29 えや、階段を交互に歩いて登るというような、これまでなかったことができる機能を持っていま
30 す。次をお願いします。これは、その障害物の乗り越えや、階段をどうやって登るかということ
31 を説明した文章なので、あとで読んでいただきたいと思います。具体的な事例です。50歳の男性
32 で、右側の大腿切断です。お仕事はご覧のビデオのように、建築の設計と鉄工場で働いています。

1 鉄工場の現場で作業するには、通常の従来型の義足では難しくて労災対象だったので、従来から、
2 1番シンプルな電子制御膝継手を使って就労されています。

3 陳： 私の患者さんなので私が説明します。入院するときに話を聞くと、こういう過酷な環境の工場で働
4 いていることが分かっていたので、入院したときに、まずわれわれとしては、最初から高額な義足
5 で訓練をしません。これまでは妥当な価格帯の某社の100万円程度の膝継手を有する義足で訓練を
6 して、一旦きっちり使い終わって、退院していただきました。それでまずお仕事をしてくださいと
7 言いました。そうすると、実際に職場復帰してから「仕事はできません」という結果だったので、
8 再入院していただいて、今度は別のメーカーの電子制御膝を試しました。訓練をきっちりやって、
9 一旦お仕事に戻ったんですが、不整地とかややこしい道は歩けるんですが、またぐ回数があまりに
10 も多いと、またぐにはまたげるけれども大変ですという話が来たので、そしたら3年後、3年経っ
11 てもう一度入院してくださいということで、より高額な膝継手に変更して訓練を2週間ほどしまし
12 た。またげるようになったので、今回はより高機能な膝継手を支給して、現在に至っているという
13 ことです。まったく怪我する前と同じ職場ですし、職責も同じです。というので、基本的には最初
14 から高いものを使ってガンガン訓練するんじゃなくて、段階を踏んでやりました。これは一発で、
15 例えば、訓練用として訓練するというのはナンセンスだと思います。実際に使いこなせるかどうか
16 もわかりませんし。われわれとしてはそういう段階を踏んで、復職された方ですね。

17

18 中村： あとスライドが数枚ありますので。たぶん、今、先生もおっしゃったように、物を与えただけでは
19 十分にその機能が発揮できなくて、やはり必要な練習ですよね。その環境を作ってあげるとい
20 うことがとても大事です。

21 陳： かなりしつこく訓練しましたよ。

22 中村： これも先ほど言いましたように、やはり訓練する技術も必要になるので、それを一緒に高めていか
23 ないといけないということになります。次をお願いします。

24 陳： こういう地味なんですけど、またぐ訓練を嫌ほどさせてます。こんだけさせても、実際現場でいく
25 と最初はうまくいかなかったですね。

26 中村： はい、次をお願いします。

27 陳： 現場に我々訪問して、実際どうするのかというのを確認したときには、上手にできるかもしれない
28 ですが失敗もあると。急な階段を登るのも、病院の環境での階段とかまたぎ動作は、普通にスム

1 ーズできたんですが、やっぱり現場となると過酷さが違うと。ということで、これは当初、退院し
2 た当初の動画なんですけど、今はもっとスムーズに仕事できていますね。

3 中村： 次をお願いします。次、長下肢装具ですけど、長下肢装具においても電子制御のコンピュータの膝
4 の部品が開発されています。これも同じように歩くときは膝が曲がるようになって、立っているとき
5 は曲がらずに転ばないような膝の部品となっています。これもお願いできますか。次をお願いします
6 す。

7

8 陳： この患者さんも私の患者さんですが、公務災害で8年前に受傷して、脊髄損傷の不全まひになって
9 います。8年間車いす生活だった方です。上の今見ていただいているのが、補装具をつけているんで
10 すが長下肢装具なんですけど、膝を固定しない装具です。動画は映っていますか？もういっぺん…こ
11 の程度なので、とてもじゃないけど車椅子じゃないと、日常生活はおくれません。なので、それで
12 よくやるのは、膝を固定して歩かせましょうという話になります。それが下段の動画です。膝を固
13 定すると、そこそこ膝折れしないので歩けますけど、このスピードです。これでは日常生活がまっ
14 たくできません。この方に対して、電子制御膝をつけると、…次のスライドへ行きましょうかね。
15 つけて1週間後ですよ、先ほどの人が1週間でこれぐらいになります。

16

17 中村： 同じ人なんですよ？

18 陳： 同じ人なんですよ。

19 中村： 信じられない。

20 陳： 2週間後ぐらいに、階段の練習をして、次を見せてもらえますか。応用訓練に入って、これは3周
21 目なので。信号も変わる間に、十分な時間で余裕を持って渡れたという実用的な歩行を確認してい
22 ます。ちょうど3週間たった時点でこれです。次の動画はまだありますか。この方は、実はNHKワ
23 ールドで特集していただいて、フィットネスクラブを経営されています。車いすのときは口頭の指
24 示だけだったんですが、今は実際にウエイトの補助とかをして働いています。以上です。今、この
25 方はチャンピオン症例じゃなくて実は私たち5人ほどやっております、5人すべて車椅子移動だ
26 った人が歩いて復職や復職に向けて準備しています。そのうち2人は、離脱しています。離脱し
27 て、いらなくなっちゃいました。今現在、進行中の方が2人います。この2人も今訓練をして、車
28 椅子生活だったのが今は屋内歩行レベルで、自立生活を送れるレベルになっています。あと3、4
29 か月すれば、健常者並みの歩き方ができるんじゃないかと考えています。以上です。

1

2 中村： ありがとうございます。先ほどの義足も今の装具もそうですが、補装具の考えとしては、歩くこ
3 とが目的ではなくて、歩いて何をするか、仕事ができるかということが本当に検討すべき課題な
4 のです。これが残念ながら、歩けるから今のやつでいいですよねということで支給決定されてしま
5 うのは判断基準がずれているということをお伝えしたいと思っています。最後に車椅子
6 です。車椅子もいろんな種類がありまして今は座面が立ったりとか、座面が上下にリフトしたり、
7 そういう多機能なものが開発されて製品化されています。また、手動の普通型の車いすに取り付け
8 るだけで、電動車椅子と同じような、楽に漕げるような製品も開発されています。今日紹介するの
9 は普通の車椅子の車軸のところに電動のアシスト部品を付けます。これは頸損の方ですけど、いわ
10 ゆゆる横断歩道の歩道と車道との坂をですね、傾斜を登ることはできません。ところがその下の動
11 画を映してください。これをつけると、登ることが可能です。真ん中の動画を、2つ動かせますか
12 ね。上はアシスト装置をつけてない場合、やはり上る途中で止まっちゃうんですね。それをつけ
13 てあげると、しっかり自分の力で乗り越えて移動することができます。特に世の中は病院の中みた
14 いに平らなところはないので、こういういろんな厳しい路面を自分の力で自由に移動できるという
15 のは、障害者の活動領域を広げ、社会参加の可能性を広げるものだとして、ご紹介したいと思いま
16 した。次のスライドをお願いします。研究の話にまた戻りますが、具体的な事例を見ておわかりの
17 ように、やはり最近開発されている部品は、かなり革新的なものがありまして、障害者の生活を大
18 きく変えるものであるということです。ただしですね、支給となりますと、それなりの説得材料が
19 必要なので、本研究では、こういう補装具をばらまけばいい、みんなが使えればいいってわけじゃ
20 なくて、どういう方が必要としていて、どういうことができれば、それが支給可能かっていうこと
21 を、基準をつくり、それが社会に対してどういう効果があるのか、それを、もうちょっと具体的に
22 説明しようということを目指しています。研究組織はここに示しましたように、国リハ、兵庫リ
23 ハ、神奈川リハ、横浜リハ、あと JR 東京総合病院という、補装具に精通したスタッフのいる機関
24 が協力して行っています。次のスライドをお願いします。計画としては、ちょっと細かく説明しま
25 せんが、実際にどういう人が使ってるかと調査をすると同時に、使いたいと希望する障害者を選ん
26 で、一時的に貸し出してみても、実際に使って働くことができるのかどうか。そういう実証実験もメ
27 インの課題として挙げています。成果としては細かい字で書いてありますが、一言で言えば、こう
28 いう補装具を使って、そのユーザーが活躍できる社会になる。それがゆくゆく目指すべき成果だ
29 と思っています。最後のページをお願いします。現在の進行状況ですが、始まったばかりなので、
30 なかなかデータはまだ出ていませんが、日本福祉用具・生活支援用具協会の義肢装具部会の協力
31 で、実際にどういう人が使いこなしていますか？と事例を調査したところ、85 件の事例が集まり
32 ました。そのうち障害者支援法でも、結構支給されていること、あるいは自費でもう仕方なく買っ
33 てる人もいらっしゃるということがわかりました。また同時に海外の様子も調べています。率直に

1 言うと、日本は海外に比べてかなり遅れています。例えば、デンマークという国があるんですが、
2 それを比べると日本とデンマークで同じ数の電子制御の膝が売れてるんですが、人口で比較する
3 と、デンマークの方が 20 分の 1 ですので、国民 1 人当たりに対する支給が少ないことになりま
4 す。大事なことは、そういう普及している国、ドイツやアメリカとか、あるいはヨーロッパ諸国で
5 は、評価と適用基準、これをしっかり抑えているということが特徴であるということが言えると思
6 います。この国も、それに追いつくべきだと研究班としては考えています。ちょっと長くなりました
7 したが、以上で報告を終わります。

8 徳井： ありがとうございます。次に特別研究の報告をいただきます。ご存知のない先生方もいらっしゃる
9 いますので、研究代表者の奈良さんをご紹介します。奈良オブザーバーは弱視難聴の
10 盲ろう者になります。聴覚優位で、日常会話の聞き取りに問題はございませんので、質疑応答等が
11 ございましたら、遠慮なく普通に聞いていただいて結構です。奈良オブザーバーには、Web での
12 発表等につきましてお困りのことがございましたら、発表途中でもお申し出ください。では、スラ
13 イドをご用意いたします。よろしくお願いいたします。

14 奈良： よろしくお願いたします。スライドありがとうございます。今ご紹介いただきました、大阪教育
15 大学の奈良と申します。私は、単年度の特別研究としまして、盲ろう児者に対する日常生活用具の
16 支給および活用に関する実態調査というものを実施いたしましたのでご報告させていただきたいと
17 思います。私は弱視なので、カメラをオンにするとどアップで映ってしまうので、カメラ OFF です
18 みませんが、発表させていただきます。まず、スライドを送っていただいてありがとうございます
19 す。研究の概要についてご紹介したいと思います。本研究は、3つの研究で構成されています。研
20 究の背景としては、盲ろう者というのは非常に少ない状況にありまして、使用する日生活具につい
21 ての理解がなかなか得られにくいという実態があります。それにあわせて、行政側も、盲ろう者
22 に対する日生活具の給付経験等が非常に少ないために判断に迷ってしまう、ノウハウが蓄積されてい
23 ないという困り事もあります。そこで研究 1 では、盲ろう当事者の方々に、日生活具の支給や活用
24 に関して、どのようなことで困っているのかという実態を把握するためのアンケート調査を実施しま
25 した。研究 2 では自治体側は、市町村側が実際にどのようなものを盲ろうの方々に日生活具として給
26 付されているのか、また窓口で実際にコミュニケーション上、困ってることとか、そういったこと
27 はどのようなことがあるのか、また、好事例も何かあればということで収集をしました。そして 3
28 つ目の研究として、海外では盲ろうの方々への日生活具というのはどのように給付されているのかと
29 いう、視察の調査を実施いたしました。次のスライドをお願いします。まず研究 1、当事者向けの
30 アンケートの進捗について簡単にご報告をさせていただきます。盲ろうの方々にアンケートを配布
31 するというのはなかなか難しいものがありまして、まずは全国の盲ろう者協会所属の会員、約 100
32 アドレスと、各地に盲ろう者友の会という組織がありますので、こちら 50 か所程度。それから、

1 当事者の方が参加されている各種メーリングリスト等を通じて、アンケートへの調査協力を呼び掛
2 けました。現在ですね、94名から回答が得られて分析を行っているところです。簡単ではありま
3 すが、事実の中から、主な困りごととしては、申請手続き自体のアクセシビリティの問題がありま
4 して。やはり見えない、聞こえない。私のように見えにくくて、聞こえにくいという障害があり
5 ますと、なかなか、そもそも窓口に行って申請するということが難しいですとか、また点字ディス
6 プレイのような高額な支援機器の、やっぱり耐用年数がなかなか長いものですから、故障したとき
7 になかなか保証がないので、それで困っているというお声が挙げられていました。次のスライドを
8 お願いします。研究2は、市町村へのアンケート調査を実施しました。方法としては、厚生労働省
9 調査・照会一斉調査システムを用いて、全国の1741市町村ですね、東京23区含むに対して、
10 Excelファイルの質問紙を送付させていただきました。調査項目は、盲ろう児者が使用すると考え
11 られる日常生活用具の基準額、耐用年数、盲ろう者に対する支給実態、および支給基準の見直し等
12 を行っていますか？などについて、お尋ねする質問紙を作成しました。次のスライドをお願いします
13 す。結果です。調査・照会システムから、質問紙のExcelファイルを開封しましたという市町村数
14 は全部で1118、全体の64.2%でした。そのうち回答が得られたのは335市町村で、開封した市町
15 村から考えますと30%、市町村全体で考えますと19.2%の回答率となっています。現在、回答結
16 果については内容を精査して、有効回答数の結果を集計しているところです。日常生活用具に関し
17 て国に何らかの要望をしている市町村もあるのですが、自治体として実態調査への協力はやや消極
18 的な傾向が見られる状況でした。研究3についても現在、報告をまとめているところです。特別研
19 究についての進捗は以上になります。

20 徳井： 奈良オブザーバー、ありがとうございます。令和6年度厚生労働科学研究、指定課題、公募課
21 題、特別研究の各進捗状況については以上になります。

22 樫本： ありがとうございます。ただいま指定課題、公募課題、特別研究。この3つまとめて、時間の都
23 合もありますので、ご意見等、あるいはアドバイス等がありましたら、ご発言ください。どうぞ。

24 陳： 中村さんの発表に関わるのですが、最後、実際に高機能義肢ですかね。適切な評価と訓練をする場
25 所が要ということがあったんですが、実は私は十数年前に、ドイツ、オーストリアでそういう施
26 設を5つほど見て回ったんです。そこはたまたま拠点だったのですね。ドイツオーストラリアも基
27 本的に、高機能高額の義足の場合、高機能義肢の場合は指定されたところで、しかるべき評価をし
28 て、Certificateを出さないと支給しませんというのが原則になるんです。なので、私自身も、日
29 本でもそういう拠点を厚労省が指定をされて、そこで評価をして訓練をしてやれば、高い補装具支
30 給を出したとしても、ムダはないと。ゼロとは言いませんけれどもほとんどムダはなく社会に使っ
31 ていただけるのではないかと思うので。そうしないと、全部一律支給しますよとやれば、とんでも
32 ないものが出てきて、出したけれども眠っているとか。そういうことになる。実際私の患者さんの

1 中にも、よそで訓練した方は、例えば筋電義手を家の中でほったらかしになっているなど、そうい
2 う実態を見てきていますので。日本における拠点形成、そういうことを実際考えられた方がより早
3 く制度を運用できてムダがないんじゃないかと思っています。私としてはそのように考えていま
4 す。

5 榎本： ありがとうございます。今の陳構成員の発言に対して、何か事務局からありますか。

6 徳井： ありがとうございます。今のところ日本では、拠点施設で支給をするということが今までも行われ
7 ておりませんので、まずは海外がどのような制度を持っているのかというところを厚労科研の方で
8 ある程度明らかにしていただければと思います。あとは更生相談所の方でも、どういうふうな問題
9 が起きているのかというところを網羅的に調査したことというのも、今までのところ、高機能な補
10 装具に対してはないと思いますので、そういったことにつきましても公募課題の方で明らかにして
11 いただければありがたいなと思っております。

12 榎本： ありがとうございます。更生相談所も、実際にその方が、ちゃんと使えるのか、実は見極める能力
13 はほとんどないと思うんです。ですから陳先生がおっしゃったような、指定施設でしっかり訓練し
14 ていただいて、この方には、このような高機能な義肢装具が必要だと。そういうことを証明してい
15 ただければ、更生相談所も判定に困らないと思うんです。そういうシステムにつながっていけばい
16 いかと思います。よろしいですか。他にご意見ございますか。はい、清水構成員。

17 清水： 国リハの清水です。奈良オブザーバーによろしいでしょうか。質問なんですが、もし今、まだ解析
18 途中ということなのですが、おわかりであれば教えていただきたいのですが、回答してくださった
19 盲ろう者の方々の年齢なのですが、高齢の方はどうでしょう、いらっしゃったんでしょうか。それ
20 とも回答された方というのは、ほとんど若い方々だったのでしょうか、いかがでしょうか。

21 奈良： ご質問ありがとうございます。すいません、まだちょっと年齢分布までは確認していないのです
22 が、結構年齢幅は今のところ、今の時点でどこが多いというのは、お答えできないのですが、いろ
23 んな年代からご回答をいただいているという状況です。また報告させていただきます。

24 清水： ありがとうございます。とても貴重な結果になると思います。私も以前、全然別のことで、盲ろう
25 の方を対象にした調査に関わったことがあるのですが、そのときにディスカッションに出た話とし
26 て、盲ろうの方の場合、回答してくださる方は、まだいい…と言ったら失礼なのですが、回答して
27 くださっていない方の実態をどうやって拾ったらいいのかというのが、ディスカッションの中にす
28 ごくありましたので、そういった視点でもちょっと詰めていただけるといいかなと思います。あり
29 がとうございました。

1 奈良： ありがとうございます。

2 樫本： はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。なければ、次
3 に進めさせていただきます。次の議題について、事務局からお願いいたします。

4 徳井： それでは、令和7年度補装具の告示改正の方針等につきまして、資料2「令和7年度補装具の告示
5 等改正（案）について」に、まとめましたので、お手元にご用意ください。お待たせいたしました
6 た。まず基本的な考え方といたしましては、補装具の基準額の改定につきましては、3年に一度お
7 こなうこととなっております。次回は、令和9年度の改定を予定しております。そのため、令和
8 7年度は告示の運用について見直しをおこなうこととしたいと思っております。改定案の概要といたしま
9 しては、姿勢保持装置と座位保持椅子の区分の明確化。補聴援助システムに対する合理的配慮の明
10 記、および支給基準の適正化。電動車椅子簡易形アシスト式について、電動駆動装置等着脱式を含
11 むことを明記することとしたいと思っております。また指針のみに記載を追加するものとして、施設入所
12 者の判定についての記載を追加することとしたいと思っております。スケジュールに関してです
13 が、これまでに第66回および第67回補装具評価検討会を持ち回りにて実施し、完成用部品指定審
14 査の方針および団体ヒアリングの内容についての議論をおこないました。本日の補装具評価検討会
15 の後、1月30日には第69回補装具評価検討会にて、完成用部品指定審査を実施します。その後、
16 告示の改正案について、2月にパブリックコメントを募集します。3月上旬に第70回補装具評価検
17 討会において、パブリックコメントを踏まえた議論をおこない、3月中旬から下旬にかけて、大臣
18 告示および各種通知の改正、4月1日施行と考えております。3ページ目に移りまして、改正案
19 ①、姿勢保持装置と座位保持椅子等の区分の明確化についてご説明いたします。補装具のうち、児
20 童のみを支給対象としている種目として、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具および排便補助
21 具の4種類、4種目が定められております。そのうち座位保持椅子および頭部保持具につきましては
22 は、成人になった際には、姿勢保持装置として支給することが可能となっております。しかし市町
23 村によっては、車載用の姿勢保持装置の支給を認めないところもあると聞き及んでおり、運用を適
24 正化する必要があると考えております。児童は姿勢保持装置の支給も認められていることから、座
25 位保持椅子や頭部保持具は現状、車載用として支給されているのみとなっております。ただし、次
26 のページをご覧くださいませでしょうか。車載用の同一製品を、児童が購入する場合は8万7000
27 円余りであるのに対し、成人が購入する場合は、同一の制度を利用しているにも関わらず18万円
28 余りと、2倍以上の価格差が生じております。そのため、車載用の姿勢保持装置および座位保持椅
29 子については、成人も含め、座位保持椅子の基準額で算定することとしてはいかがでしょうか。具
30 体的には、種目名を「座位保持椅子」から「姿勢保持装置（車載用）」に改め、支給対象を児童に
31 限定しないこととし、頭部保持具は独立して使用されている実態がないことから、種目としては廃
32 止し、姿勢保持装置（車載用）の付属品として取り扱うこととしたいと考えております。

1 榎本： ありがとうございます。まず、姿勢保持装置と座位保持椅子のところまでで、一旦議論したいと思います。
2 います。ご意見はございますでしょうか。高岡構成員、お願いします。

3 高岡： 横浜リハの高岡です。今のご説明で、令和7年度から、例えば頭部保持具とかは、種目から削ると
4 いうことでよろしいでしょうか。

5 徳井： はい、次の告示改正で、頭部保持具は削除させていただきたいと思っております。スケジュールと
6 しては今年度末に告示改正をおこないまして、4月1日施行と考えております。

7 高岡： もう1つよろしいでしょうか。大人でも、姿勢保持装置（車載用）で支給可能になるのはとてもい
8 いなと思いますが、具体的な価格に関しては、これから検討になるのでしょうか。

9 徳井： はい、ありがとうございます。私どももヒアリングしてみたのですが、だいたい現在児童で使っ
10 ているものを、ほとんどそのまま成人の方もお使いいただいている現状ということでした。成人にな
11 られて、車載用の姿勢保持装置が必要な方というのは、それほど大柄な方ではなくて、児童用のも
12 ので1番大きなものをお使いになられる方が多いとお聞きしております。そのため、同じ製品であ
13 るために、今の座位保持椅子の価格を成人にも使ってよろしいのではないかと考え、ました。

14 高岡： わかりました。大多数はそれでいけるかなという気がします。中には身体が多くなられる方がい
15 て、今まで、昔の座位保持装置の運用ということで、オーダーで作っていたということがあるんで
16 すが、それはまた特別な状況と考えて、何らかの形で、特例なり使うということやっていけばい
17 いと考えてよろしいですね。

18 徳井： はい。現在の座位保持椅子で全てのケースに対応できるかということになると、やはり特例補装具
19 でカバーしないといけないものもあると考えます。そういったものについては、特例補装具の方で
20 ご対応いただきたいと思います。またそういった点については、Q&A等も発出させていただき
21 たいと思っております。ありがとうございます。

22 榎本： よろしいですか。今の基準額、座位保持椅子+車載用加算、頭部保持具をくっつくと、7万8000
23 円ぐらいになるんですかね。それで出せるということのようなのですが、よろしいですか。他に質
24 問は？浅見構成員、お願いします。

25 浅見： 佐賀大学の浅見です。確認なんですけど、今、この改正案の現状と課題のところを書いてございま
26 すように、児童のみを支給対象としている種目として、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具およ
27 び排便補助具の4種目ということで、今回は、座位保持椅子が変わりますので、それと、頭部保持
28 具も変わりますので、児童のみの支給対象は2種目になる。この2種目は、このままの方がよろし

1 いというお考えで、起立保持具はやはり児童のみという。排便補助具もそういうことでよろしいの
2 か。ちょっと勉強不足ですけど、確認をさせていただきます。

3 徳井： ありがとうございます。児童のみというところでは、起立保持具と排便補助具の2種目になりま
4 す。今回、この座位保持椅子に関しては、当事者団体、それから業界団体からの、大変需要が大き
5 いということをお聞きしておりますので、今回改正の議論をさせていただくに至りました。

6 浅見： ありがとうございます。

7 榎本： 成人で起立保持具は、あまり出ないんですけど、児童で使っていたからこれからも健康管理のため
8 に立たせる時間を作りたい…というお母さん方が多いんですよ。そのときは姿勢保持装置で、支
9 給するような形で。起立保持具ではなくなって、姿勢保持装置で出すことになると思います。

10 浅見： ありがとうございます。いつもいろいろな改定がございますときに、用語が、すごく現場の方で混
11 乱するというのがありまして、いろいろと用語自体を、現場のほうに周知しないといけない。今ま
12 ではこのものが、こういうふうな名称だったのを、今度からはこういう名称になりますよというの
13 があるんですが、今先生がおっしゃったお話だと、起立保持具も、実際には先ほどの座位保持椅子
14 のような形で統一するということが可能なのかどうかと。ちょっと今思ったものですから、少しそ
15 れも含めてのお尋ねでした。起立保持具に関しては、小児のときは起立保持具で、大人になった
16 ら、姿勢保持装置。やっぱり使い分け、名称の使い分けをするということで、よろしいでしょ
17 うか。

18 榎本： そうなんです。ただ問題がありまして、個数の問題に引っかかってきます。姿勢保持装置を使って
19 いる方は、自宅用と施設用とかがありますよね。それに、さらに起立保持具というか、それを姿勢
20 保持装置で出そうとすると、いやこれはやはり難しいんです。3個目になるんです。そういうところ
21 を今度の厚労省でもQ&Aとかでハッキリとし、全国の市町村に周知していただいて。あとはつ
22 いでに今の個数の問題で、私からの要望です。「姿勢保持装置（車載用）」という名前になると混乱
23 する市町村がありますね。姿勢保持装置が2個出ているのに、車載用がもう1個出していいのか、
24 ただ、これは種目がまったく違うんですよというのが今回の説明ですが、やはり似たような名前な
25 ので、混乱するんじゃないかと思います。

26 徳井： そうしますと、種目名につきましては、「車載用」というのはつくだろうと思いますが、座位では
27 ない、ゆりかご式の車載用の装置もございますので、そういったものも含めどういった名称にする
28 かは、引き続き検討させていただき、最終的に、また第70回でご報告させていただく形にさせて
29 いただきたいと思います。

- 1 榎本： 私からの提案ですが、後ろに括弧を持っていかずに、括弧を取って、車載用姿勢保持装置という名
2 前にしてしまった方が混乱しないと思います。
- 3 徳井： 承知いたしました。ありがとうございます。
- 4 榎本： ありがとうございます。河合構成員、お願いします。
- 5 河合： 河合です。埼玉県リハです。今、児童から者に切り替えるときに、座位保持椅子が対象外になるの
6 で、生活を見直すという意味で、通常の姿勢保持装置付きのフレームを車椅子や電動車椅子にし
7 て、そのまま車に乗り込めるようにと指導している市町村が圧倒的だと思います。今回、車載用を
8 認めてしまうと、市町村は大混乱すると思いますので、Q&A であくまでも1種目1個ですと書い
9 ていただかないと、今までの特別支援学校などで、特にそうですが、家庭用の姿勢保持装置を使っ
10 ていて、車載用の座位保持椅子を使って、学校では別の姿勢保持装置を使いたい。結局2台出して
11 いるところが圧倒的です。これまでの会議でも申しましたが、埼玉では、2個以上出ているケース
12 がかなりあり、それを結局、成人になると、1台に集約することが必要になります。また移乗動作
13 のトラブルもあります。落としたりとか、落とされたとか、そういう苦情も結構上がってきています
14 ので、全体の流れとしては認める方向であることは間違いのないと思いますが、1種目1個について
15 は、やはりQ&Aで丁寧に説明していただいた方が、市町村の窓口の方が助かるんじゃないかと思
16 います。よろしくお願いします。
- 17 榎本： いかがですか。
- 18 徳井： 今、河合構成員がおっしゃられた1種目1個というのは、今回は姿勢保持車載用というのは改めて
19 種目として独立させるので、車載用として1つということです。
- 20 河合： 河合です。車載用を認めるということは、車に乗った時点で、今まで乗っている姿勢保持装置を、
21 その場に置いてもいいと捉える方が圧倒的です。車でどこかに行った先でも姿勢保持装置が欲
22 しいという話に必ずなると思います。
- 23 徳井： そのあたりは現在までのものと、種目名が変わるだけで運用自体は変わりません。もちろん車載用
24 のところで、どの車に乗せるかというところはあると思いますが運用自体は変わりません。加え
25 て、姿勢保持装置と車載用の姿勢保持装置は別の種目として取り扱うことしたいと思っています
26 が、そういう問題ではなく、ということですか。
- 27 河合： いや、そうなんです。結局、複数の交付につながることを、私自身は危惧しています。なので、
28 丁寧にQ&Aで書いていただきたいと思っています。

- 1 徳井： ありがとうございます。Q&A で書くのは限界があると思います。文章に起こしても、それが通じ
2 ないところがありますので、ここは、全国の更生相談所所長協議会とも連携しながら、研修を増や
3 していく必要があるだろうと思います。先ほど浅見構成員がおっしゃられたように、用語につきま
4 しても、文章で用語の説明をするといっても、それは限界があり、どなたがどういう疑問を持たれ
5 るか、都道府県ごとに運用も違っているわけですから、やはり埼玉県では、こうかもしれないが、
6 別の都道府県では別の問題が起こっていることもございます。そのあたりはしっかりと研修をした
7 際にそれぞれの都道府県の意見もお聞きしながら、周知していくとさせていただければと思いま
8 す。ありがとうございました。
- 9 榎本： 河合構成員、よろしいですか。では、厚労省の方で対応をお願いします。
- 10 徳井： はい、連携してやってまいります。
- 11 榎本： 他にご意見はありますか。山口さん？山口構成員からの、「手を挙げる（リアクション）」があがっ
12 ているようですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。
- 13 山口： 山口です。私が手を挙げたのも、榎本先生が気にされていたところと一緒に、「姿勢保持装置
14 （車載用）」と名称を改めることで、やはり支給の個数の部分で、少し疑義を感じる市町村や更生
15 相談所もあるのかなと思っております。座位保持装置は…座位保持椅子ですね、児に限ると、基準
16 で書いてあるかと思いますが、「児に限る」という文言を外すだけでもいいんじゃないかと。それ
17 だけでも、者の方にも支給は可能になったと理解することはできるかと思いますが、名称を変え
18 なくても「児に限る」という文言だけを外しても良いんじゃないかなろうかと思ったところです。その
19 辺りはいかがでしょうか。
- 20 榎本： よろしくをお願いします。
- 21 徳井： 山口構成員、ありがとうございます。名称については、昨年の告示改正で座位保持装置が姿勢保持
22 装置に変わったことにも通ずるのですが、今はシーティングじゃなくてポジショニングという考え
23 方になっているところから、現在、車載用の座位保持椅子につきましても、座位だけではなくて、
24 ゆりかご式のようなものも含まれていることから、姿勢保持の方が文言的には JIS とか ISO とかそ
25 ういったものと統一されていいのではないかと考え、今回は姿勢保持装置という名前をつけさせて
26 いただいたところです。
- 27 榎本： ありがとうございます。山口構成員、よろしいですか。
- 28 山口： ありがとうございます。

1 榎本： 他にご質問はございますでしょうか。よろしいですかね。次の説明をお願いいたします。

2 徳井： ありがとうございます。大変申し訳ありませんが、部長の野村は次の公務がございまして、ここ
3 で中座させていただきます。それでは次、5 ページに移ります。合理的配慮を踏まえた補聴援助シ
4 ステムの支給基準の明記についてです。ご存知の通り、令和6年4月1日から合理的配慮が義務化
5 されました。補聴援助システムは話者が使用するワイヤレスマイクと、補聴器装用者が使用する受
6 信機から構成され、機種によっては受信機を補聴器に取り付けるためのオーディオシューが必要と
7 なります。補聴援助システムのうち、ワイヤレスマイクにつきましては、教員が使用するものとし
8 て、小学校、中学校、特別支援学校における教材整備指針にも集団学習補聴器として、記載されて
9 いることから、現在でも補装具費支給制度よりも、合理的配慮を優先する運用がなされておりま
10 す。一方、受信機につきましては、装用中の補聴器に取り付けて使用するため、合理的配慮にはな
11 じまないことから、補装具費支給制度による支給が適切であると考えます。現状の告示では、ワイ
12 ヤレスマイク、受信機の価格がそれぞれ基準額として定められておりますが、メーカーごとの商品
13 の特徴により、ワイヤレスマイクと受信機の価格比率がそれぞれ異なっております。加えて、補聴
14 援助システムを購入する場合、ワイヤレスマイクと受信機は同じメーカーのものを使用する必要が
15 あるため、ワイヤレスマイクと受信機をセットで購入することも多くなります。以上のことから補
16 聴援助システムのご購入にあたっては、従来のように、ワイヤレスマイクおよび受信機について、そ
17 れぞれに基準額を定めるのではなく、ワイヤレスマイクおよび受信機双方の価格がカタログに明記
18 されており、かつ、それぞれの価格を合算した金額が基準額に定める23万2700円の範囲内である
19 製品にのみ、支給を認めることとしたいと考えますが、いかがでしょうか。なお受信機のみを購
20 入し、ワイヤレスマイクは必要がない場合にあっても、ワイヤレスマイクの価格を合算して基準額を
21 超えるような受信機については支給できないとしたいと考えております。なお修理価格につきま
22 しては現行通り、ワイヤレスマイク・受信機ともに、修理基準額の範囲内でおこなうこととし、各メ
23 ーカーには修理基準額についてもメーカー希望小売価格をカタログに明記するようにお願いしたい
24 と考えておりますが、いかがでしょうか。補聴援助システムの受信機につきましては、補聴器に内
25 蔵されているものもあることから、補装具が支給されている児者を支給対象者とし、ワイヤレスマ
26 イクにつきましては原則として、合理的配慮による支給とすることを明記したいと考えておりま
27 す。具体的な改正内容につきましては6ページに記載した通りとなります。補聴援助システムにつ
28 きましては以上となります。

29 榎本： ありがとうございます。補聴援助システムの取り扱いについて改正案が出されましたけれども、ご
30 意見ございますでしょうか。石川構成員ですか。よろしくをお願いいたします。

31 石川： 国リハの石川です。文章で、最初の改正案の1枚目の方でバツと説明があったので、ややわかりに
32 くい部分もあったのですが、整理をさせていただくと、基本的には、学校等が用意する合理的配慮

1 を優先する運用であると。ただし一方で、決して障害者がいわゆる送信機、マイクロフォンのほ
2 う、これを購入することに関して、それを控えなさいという書きぶりではないという理解でよろし
3 いかでしょうか。まずそこを確認したいのですが、いかがでしょうか。

4 徳井： 「購入を控えなさい」ということは告示には書けないと思いますので、こちら優先をしてください
5 というところで、制度の優先関係のみを示すということになるかと思えます。ただし、学校で準備
6 するんだけど、個別で欲しいと言った方には、「学校で準備していただいたものを使用してくださ
7 い」「個別支給はできません」ということになるかと思っております。

8 石川： 基本的には補聴援助システムは、学校現場だけではなくて、その他のさまざまな環境においても、
9 雑音下できちんと聞き取るためのもの…例えばですが、車の前後で運転してる親から、後ろの後部
10 にお子さんであるとか、そういった部分も含めてなんですけど、さまざま、学校にいない場面、
11 課外活動、そういったことも当然あるわけで、そういった部分も含めてとなると、要するに学校現
12 場だけに限定すると、ユーザー側からすると、かなり使用する目的の限定をされてしまうともとら
13 れかねないと思うのですが、その辺に関しては、理解はいかがでしょうか。

14 徳井： 学校の課外活動については、これは学校の対応ということで考えています。あと車ということで、
15 今、石川構成員からお話があったんですが、私が聞いた方々からは、例えば補聴器はスマートフォン
16 に接続をされているので、車の中においては、話者であるドライバーのスマートフォンと補聴器
17 自体が接続されているため、補聴援助システムを使わなくても問題ないというお話も聞いたりしま
18 す。補聴システム自体をどこまで使うのかということところは、確かにどの程度使っているかというの
19 は個々のケースによるため、わからないのですが、まずは合理的配慮での準備を優先とさせていただ
20 だこうと思っています。

21 石川： 車はあくまで一例で述べただけです。すみません、何度も申し訳ないです。もちろん合理的配慮を
22 優先するという考え方は十二分に理解できるのですが、ここにそれを強く限定してしまうと、他の
23 用途でも欲しいという方が、当然、さまざまな用途の方がいらっしゃるの、そこをどこまで考え
24 るのかな？というところを疑問に思って、ご質問させていただいたということになります。あと、
25 価格に関しての部分は先ほど、専門官からのご説明もあった通り、機種によってかなり大幅に差が
26 あるので、いま示された…正確には見えないのですが、23万くらいだったと思いますが、この
27 ところの範囲の中で購入できるものをおこなうということが、これは非常に妥当な判断かなと考
28 えております。すみません、長くなりました。私からは以上となります。

29 徳井： ありがとうございます。

- 1 榎本： ありがとうございます。私も価格のことで質問してよろしいですか。送信機の方が、一般的に受信
2 機よりも高いのではないかと思っているのですが、今までの価格ですと、送信機が出せなくて。合
3 わせて23万なにがし以内であれば、出していいでしょうということで、境界をなくすわけですよ
4 ね。そして修理に関しては、今までの個々の基準額を使うと。ところが、修理に関しても、やっぱ
5 り送信機が高いものを支給してしまった場合には、基準額を超えるんじゃないかという懸念がある
6 んですが、いかがでしょうか。
- 7 徳井： ありがとうございます。こちらはメーカーに確認をさせていただいております。購入に関しては、
8 セット価格というか、送信機と受信機を加えた価格で購入することができれば、そういった方に対
9 しての修理は基準額内で行いますということで、国内では3社ございますが、そういったヒアリン
10 グをさせていただいています。
- 11 榎本： メーカーがそういう努力をしてくれているようなお話でしたけれども、それがきちんと今後もつづ
12 くことを期待しています。
- 13 徳井： ありがとうございます。
- 14 榎本： 芳賀構成員、お願いします。
- 15 芳賀： 国リハの芳賀ですが、補聴援助システムのことはよくわからないので。言葉遣いで気になったの
16 は、これの改正は、②という文章が外に出るかわからないのですが、「合理的配慮による対応」、
17 「合理的配慮による支給」という、今は言葉でしか出てなかったのですが、そういった言葉遣い
18 は、障害者差別解消法の趣旨から考えて、適切なのかと、すごく違和感を持つのですが、その辺は
19 何か検討されたのでしょうか。
- 20 徳井： 合理的配慮による支給を優先するということ、ということでしょうか。
- 21 榎本： 合理的配慮といいますと、例えば、集団で使う補聴援助システム、これは教育現場でよくあります
22 ね。あとは個別で補聴援助システムが欲しい場合、それは勤めている企業が合理的配慮で用意して
23 くれるかどうか、ここが非常に微妙なんです。ですから、まだまだ合理的配慮という文言が広ま
24 っていないと思うんです。ですから、この言葉をきちんと説明して、ちゃんと文書で出した方がい
25 いと思うんですが。
- 26 徳井： どこまで告示に書くのか。告示については、合理的配慮について説明をするところはないので、こ
27 こは指針や要領に書くのだらうと思っております。告示については「重度障害者のみ」と書いてあ
28 るところを外すということになります。価格については「修理価格を用いる」というところを「削
29 除して、23万2700円と書く。告示についてはそこを書くまでが限界だらうと思えます。細かいと

1 ころの合理的配慮につきましては、芳賀構成員、樫本座長、石川構成員からお話がありますとお
2 り、なかなか難しいところで、お互いの話の中で歩み寄りをしていくということが合理的配慮にな
3 りますので、教育機関や企業に強制して、「必ず支給してください」という性格のものではないと
4 いうことになります。ただし、今までの支給実態を考えると、補聴援助システムを使うのは、やは
5 り必要とする大半は学生ということになりますので、そういった方々に関しては、特に義務教育お
6 よび特別支援学校におきましては、文部科学省の方で指針を出して、学校の方で準備しましょうと
7 予算化していることになりますので、そういった合理的配慮として整備されているものをまずご利用
8 くださいということになるかと思えます。強制的に、絶対にこれを使わないとダメというところ
9 ではないと思えます。ただし、聴覚障害の方の数も考えると、本当に必要な方に出さなければ、重
10 度だけではなく高度の方に受信機を支給というところもできなくなってしまいますので、公費の適
11 正な支出について、合理的配慮において整備したものと二重支給にならないようなことも、しっ
12 かり考えていきたいと思っているところです。すみません、ご回答になっておりますでしょうか。

13 樫本： よろしいですか。

14 芳賀： ありがとうございます。合理的という言葉が、強制力が働くということと、かなり対立する言葉
15 なので、気になっていたのも、そこはちょっと、あえてその言葉を出さないなり、出すとしても注
16 意をして使うなりということが必要かと思ったので、コメントさせていただきました。

17 徳井： ありがとうございます。細かくは要領や指針に書くことになるかと思えますが、そのときには、構
18 成員の皆さまに文言につきまして、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

19 樫本： 浅見構成員、お願いします。

20 浅見： 勉強不足で教えていただきたいんですが、合理的配慮という芳賀先生の、芳賀構成員の懸念も理解
21 できるところですが、それは置いておいて。現状と課題の中に、ここに記載されていますのは、令
22 和6年度、今年度ですよ。4月の1日から改正障害者差別解消法が施行されていると、それで事
23 業者による合理的配慮が義務化されたと書いてありますけれども、この「義務化された」というの
24 は、聴覚障害がある方の学校や職場は、この合理的配慮をしないといけない…ということではない
25 のでしょうか。それと、合理的配慮を義務化されたのであれば、その費用はどこから出るかという
26 のは、その職場がとか、学校が負担するというところでよろしいのでしょうか。

27 徳井： 合理的配慮については義務化されたんですが、どのような合理的配慮をするかというものまでは定
28 められていません。例えば本日も樫本先生にはUDトークを使って、皆さまのご発言を字に起こし
29 て、リアルタイムでご確認をしていただくという配慮をしており、補聴システムは使用していない
30 というようなことになります。どのような合理的配慮をするのかまでは定められていないために、

1 補聴援助システムも、必ずしも用意しなければいけないというものにはならないということです。
2 あとは、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構というところがございまして、ここで合理的配
3 慮の支援ということもしておりまして、補聴援助システムのレンタルもしておられるとお聞きして
4 います。例えば、4月1日から障害者の方を雇用するので、4月1日には補聴援助システムを用意
5 したいんだけど、今手元にありませんという場合には、4月1日からレンタルしますと申請をして
6 いただいて、レンタルすることも可能だということです。レンタルした状況で、そういったものを
7 試しに使ってみて、良ければ購入しますという申請をしていただくと、購入費用の補助が出る、も
8 し購入が間に合わなければ、もう一度レンタルも延長できるという制度もあるそうですので、そう
9 いった制度もあわせてご利用いただければと思っております。

10 浅見： ご説明ありがとうございました。

11 榎本： よろしいですか。そうすると、判定する側の更生相談所、それから支給決定する市町村が混乱しな
12 いように、補聴援助システムの申請が上がったときには、必ずそういう他法の制度が利用できるか
13 とか、そういうことを必ず確認してから、支給決定してくださいと。そういうことを念押しした方
14 がいいと思うんです。

15 徳井： ありがとうございます。そういったところも、要領の方に、しっかりと書いていきたいと思いま
16 す。ありがとうございます。

17 榎本： 井村構成員から手が挙がっているようです。よろしくお願いします。

18 井村： 今の補聴援助システムのところ、もう少し詳しく確認なんですけど、資料では、小学校・中学校・特
19 別支援学校における教材整備指針を…と書いてありまして、小学校・中学校・特別支援学校では、
20 たぶんそういう用意が可能だという認識を私は持ったんですが、高校や大学は、これがどうなるか
21 という事です。実際に私のところの学生でもロジャーを使っておりまして、そのマイクを自分で
22 持ってきて、私たちはつけて講義をしてるんですが、そういう場合に、例えば小学校・中学校・特
23 別支援学校などに学校が用意して、高校・大学あるいは就職した場合に、企業・事業者側の合理的
24 配慮に求められると、すんなり移行できず、一定期間のタイムラグができることもあるでしょう
25 し、あとになって、中学校のときは、学校利用されていたけれども、高校・大学になって追加で自
26 分で用意しろとなって必要だとなった場合に、途中で追加申請という形で出てくる可能性もあると
27 思うんですが、そのあたりは、どう考えればよろしいでしょうか。

28 徳井： タイムラグができる…現在の運用と大きく変わるというのではなく、現在も送信機についても受
29 信機についても支給をしているというところになります。なので、そこの部分の運用が大きく変わ
30 るとは思っていません。小学校・中学校・特別支援学校といった義務教育についてはそういう指針

1 に載っているんですが、高校・大学については、学校ごとに学生と話を決めてくださいという
2 ことなので、逆に国で一律に「こうなさい」というものではないというのが合理的配慮であると
3 考えております。したがって、もちろんこれから運用していく中で、さまざまな課題が出てくるだ
4 ろうと思っておりますが、厚労科研の聴覚障害班でも補聴援助システムの実態等について現在調査
5 をしております。調査結果についてはまだ出揃っていないというところで、具体的な課題について
6 は今のところ、まだ答えられないという状況です。

7 井村： 私もちろん、大学で合理的配慮の関係者として、いろいろ相談を受けている立場なんですが、実
8 際にそのあたりは把握しているつもりですが、今専門官からありましたように、十分に出揃ってい
9 ないということだと、あわてて変えなければいけないところが、今度の4月に向けて、もう少し
10 議論をして、抜け落ちがないように確認してからでもいいんじゃないかと思うんですけど。この3
11 月までに変えて、4月から運用という案ですね、今回の改正案は…。

12 徳井： 逆に、今お困りの方がいらっしゃるということについては、今回の運用で改善できると考えており
13 ます。補装具費の支給対象者であるにもかかわらず、今までまったく支給の土台にも乗っていなか
14 った方について、今回対応していこうというものになりますので、その中で具体的な課題として出
15 てきたものものについては、その都度対応していくことになろうと考えております。

16 樫本： よろしいですか。石川構成員からも手が挙がっているようです。よろしくお願いします。

17 石川： すみません。手短かにいきます。先ほど樫本先生がおっしゃった点で、これは運用を定めるときに、
18 心づもりというか、厚労省の中で考えておいてほしいのが、先ほど樫本先生から、別の、例えば合
19 理的配慮が学校から出ているか出していないのかの確認をどうしたらいいのかというご質問が出てい
20 たかと思えます。これはやっぱり耳鼻科医の立場から考えると、今までは補聴援助システムを申請
21 したいということで単純に書いていたわけですが、それが他の、例えば学校から出ているかどうか
22 というのを、医師が確認して、医師の時点で「それが出ているなら、この書類は書けない」という
23 のは、医師の立場でそれをやることは難しいんじゃないかと思えます。ですが、そういう運用にす
24 ることを前提としているのか。それとも、あくまで医師は、ほしいということを出すのだけど、他
25 のところで出ているかどうかの確認は更生相談所のようなところで確認するのか、こういった整理
26 はきちんとつけた上で、現場が困らないように、医師側も更生相談所も困らないような形を作っ
27 てもらえるといいのかなと思いましたので、追加の発言です。すみません、長くなって申し訳ないで
28 す。

29 徳井： ありがとうございます。今スライドに出ております。6枚目のスライドの下から2つ目になりま
30 す。合理的配慮による支給の可否は、市町村が電話等の方法により確認してくださいということ

1 で、今のところは考えております。ですので、医師の先生がそういったものを確認するのではな
2 く、市町村が確認してくださいということにさせていただこうと思います。

3 榎本： ちょっと時間が迫って…河合構成員、手短にお願いします。

4 河合： 6ページの赤字のようになると思っているんですが、この今年度の重度難聴用というところはなく
5 すということでもよろしいでしょうか。

6 徳井： そのとおりです。

7 河合： 高度難聴用の特例審査の数が多いので、1日でも早く無くしてもらえるとありがたいです。

8 徳井： ありがとうございます。

9 榎本： よろしいですか。次に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

10 徳井： ありがとうございます。7ページをご覧ください。電動車椅子簡易形アシスト式についてになりま
11 す。現状のJIS規格では、アシスト式について、「後輪ハンドリム駆動方式のもの」と定義されて
12 いますが、後輪ハンドリム駆動の動力に手動を含むのか、電動のみを指すのかは判然としておりま
13 せん。これまでは、両側の大車輪にそれぞれ駆動装置を取り付けたものしかありませんでしたが、
14 現在は、駆動装置を着脱できる製品も販売されています。加えて、手動の車椅子を利用する障害児
15 者が生活環境や体力の変化等に伴い、電動駆動装置の取付けが必要とされる場合の取扱いが定めら
16 れていないという現状にあります。そこで、購入だけでなく、修理においても告示基準額で対応可
17 能であると認められた場合には、着脱式も電動車椅子簡易形アシスト式と認めてはいかがでし
18 ょうか。なお、各メーカーに対しては、修理価格も含め、製品カタログにおいてメーカー希望小売価格
19 および転倒防止バー付属の有無について明記するよう依頼し、補装具費支給制度での支給を可能に
20 するには、カタログ記載の価格が告示基準額の範囲内であることを周知してはいかがでしょうか。
21 なお、着脱式のものが掲載される予定の新カタログの原稿につきまして、メーカーから事前に提供
22 していただいていますので、皆さまには参考資料4として配布しておりますが、購入価格、修理価
23 格、転倒防止バーの有無等についても、明記されています。また、手動車椅子の利用者が生活環境
24 や体力の変化等に伴いアシスト式を希望した場合には、利用中の車椅子に修理として駆動装置を取
25 付可能であることを告示および要領に明記したいと考えますが、いかがでしょうか。具体的な改正
26 内容については、次の8ページ目に記載しておりますが、手動車椅子の利用者に対し簡易形の機能
27 を追加する場合は、廃用による身体機能の低下を防止する観点から、原則としてアシスト式の支給
28 としたいと考えております。こちらにつきましてもご意見を頂戴したいと思います。

- 1 榎本： ありがとうございます。またここでこの課題について、ご意見はございますでしょうか。どうぞよ
2 ろしくお願いします。陳構成員お願いします。
- 3 陳： 着脱式の電動駆動装置の話をしたんですが、例えば今ですが、高位頸損の人に、モジュラー式の車
4 椅子を使ってもらっていますよね。そうすると当然、坂道とかいうのが、困難なことが推測されま
5 すよね。でも今まではそれをそのままにしていたと。そうするとそういう人たちが、電動駆動装置
6 があれば便利ですよ。欲しいと言った場合には支給するのでしょうか。全例支給となれば結構大
7 変なことになると思いますけど。
- 8 徳井： 便利というだけでは、支給できないことにはなるかと思えます。日常生活でどこまで必要になるの
9 かということになると思っていますが、例えば今までは外出するのにヘルパーさんが必要だった方
10 について、ヘルパーさんがいなくても1人で外出できることで、補装具費だけを見たら、ひよっと
11 すると高くなるかもしれませんが、トータルコストとして考えれば、支給できると思っています。
- 12 陳： 結構難しいですね。ドクターの判断にかなり左右されますよね。
- 13 徳井： 確かにそうですね。先ほどの公募課題でまさにあったものそのものになるかと思えます。こういっ
14 たものがどこまで判定されるかというところですが、やはり頸髄損傷の方で、手動車いすをこいで
15 いたけど、その後にアシスト式の支給を希望しても切替式のジョイスティックになってしまったと
16 いう方が大変多くて。そういった方が、手動の車椅子を操作出来ていたのに、切替式にしたことで
17 体が動きにくくなってしまったということから、アシスト式を出してほしいというご要望もたくさ
18 んいただいております。手動からいきなり切替式のジョイスティックで操作するものではなく、間
19 にアシスト式を支給することも定めてはいかがかというご提案になります。
- 20 陳： 考え方としては非常に良いと思いますが、おそらく現実的にはかなりの数が存在するんじゃないか
21 と思いますね。
- 22 徳井： はい。
- 23 榎本： よろしいですか。高岡構成員、お願いいたします。
- 24 高岡： 導入に関しては私も特に異論はございません。いいんじゃないかと思えます。細かい話ですが、今
25 乗っている方が後から自走用に付ける場合、耐用年数をどうするのかな？と思いました。本体は6
26 年ということになります。これそのものは、ちょっとずれるということになるのか、それともその
27 ものの耐用年数で決められるのか、もし決まっていたら教えていただきたいと思えます。

- 1 徳井： ありがとうございます。駆動装置については価格と耐用年数を決めているので、どうしても駆動装
2 置の対応年数の6年と、もともとの手動車椅子の6年は、ずれてはくるのかなとは思っておりま
3 す。ただし、従来方式のものと、今回新しく着脱式に加えるものに関して、どちらにしても今の車
4 椅子から外して新しいものに取り付けることは可能になっております。今のところは、ずれが出て
5 くるんですが、そこはずれたままということで考えています。ありがとうございます。
- 6 榎本： よろしいですか。石川構成員…。山口構成員、失礼しました。
- 7 山口： 山口です。よろしいでしょうか。先ほどお話もあったのですが、着脱式、非常にいいかなとは思
8 いますが、実際判定する現場で言わせていただくと、数が増えるのではないかという懸念が、やは
9 りちょっと残ってしまうと。判定する際も、明確な線引きといいましょうか、そこが難しいかなと
10 思いますので、例えば、対象例といえますか、そういったものを国の方からご提示いただくとか、
11 そういったものは検討されているのでしょうか。
- 12 徳井： 現在の指針の中でも、対象者例というのは書かせていただいているので、その中でということには
13 なるかと思えます。逆に、今まで外に出たいという方に支給していないという部分もございます
14 ので、そういった方に…どのような対象例にするのかをもっと具体的に…ということであれば、ど
15 んどん症例を考えていかないといけないと思うんですが。例えば、山口構成員がおっしゃられたよ
16 うに、着脱式がこれからどんどん支給の希望が出てくるのではないかとおっしゃいましたが、例え
17 ば従来方式と着脱式で線引きをするのであれば、着脱式には電磁ブレーキがないので、下り坂が多
18 い…、山の中に、山の中腹にご自宅があるような方については、下り坂では、着脱式のほうはブレ
19 ーキが一切利かないということになりますので、使用は難しいと思います。駅などのちょっとした
20 スロープでは着脱式は使えるけれども、普段、坂のある環境で生活されている方に関しては着脱式
21 は危ないということにもなりますので、そういった部分は判定の1つの基準になるのではないかと
22 思っております。いかがでしょうか。
- 23 山口： ありがとうございます。申請のときに、散歩するときに使いたいからとか、そういった部分で、車
24 椅子ユーザーさんが、電動車椅子を希望されたり、いうなれば、就労就学以外の部分で趣味の範囲
25 になるような部分で、電動車椅子を希望するケースもありますので、少し気になったところです。
26 ありがとうございます。
- 27 徳井： ありがとうございます。また指針を改正する際に、皆さまにご確認いただければ幸いです。ありが
28 とうございます。

1 榎本： ありがとうございます。今の着脱式の駆動装置は、イメージとしては、屋内では車椅子自走、た
2 だ、屋外では自走ではなかなか移動範囲が狭まる方。そういう方には、とても良い製品だと思いま
3 す。その辺は徐々に具体的に、イメージができてくると、判定も迷わなくなるかなと思います。

4 徳井： ありがとうございます。そういったところにつきましても、今後とも、更生相談所の皆さまとは連
5 携をしていきながら、もっと細かく定めていかなければならないということで、ご意見をお聞きし
6 ながら整備していきたいと考えております。

7 榎本： それでは次に進めさせていただきます。参考資料4は、皆さんに見えるようになっております。こ
8 れは説明がないわけですね。

9 徳井： すみません、お時間の関係でカタログの方につきましては、説明をすることはできません。申し訳
10 ございません。

11 榎本： 参考資料4は非公開になりますので、よろしく申し上げます。それでは次の説明をお願いします。

12 徳井： では10ページをご覧ください。施設入所者の判定についての記載の追加についてです。施設入所
13 者に対し、補装具の来所判定が必要となる場合、施設所在地の更生相談所では判定ができず、施設
14 職員が援護地の更生相談所に同伴するというところで、過剰な負担となっているとのことですが、
15 こちらにつきましては、施設入所者の判定については、来所判定に代えてオンライン、動画または
16 書類による判定をおこなうことを指針に明記したいと考えております。ただし、来所判定によらな
17 ければ支給の可否について決定できない場合においては、施設所在地を管轄する更生相談所に対
18 し、市町村が判定を依頼できることについて盛り込みたいと考えております。具体的な改正内容に
19 ついては、資料に書いたとおりですが、構成員の皆さまのご意見を賜りたいと思います。よろしく
20 お願いします。

21 榎本： ありがとうございます。この件に関しましては、意見はあまり出ないのではないかと思います、
22 よろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。時間も差し迫っておりますが、今まで言い忘
23 れたこと、もうちょっと言いたいという方、オブザーバーの方でもかまいませんので、ご発言をお
24 願いいたします。何かございますか。よろしいですか。では、そろそろ時間となりますので、事務
25 局には、本日の議論を踏まえて、それから厚労科研の方も必要な対応を進めていただきたいと思います。
26 それでは皆さま、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

27 和田： ありがとうございます。構成員の皆さまにはご多忙の中、ご出席並びにご議論いただきありがとう
28 ございました。次回、第69回補装具評価検討会はI類の検討会となりますが、既にご案内のとおり、
29 1月30日、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて開催いたします。また、第70回

1 補装具評価検討会は3月上旬の開催を予定しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上
2 で、令和6年度第68回補装具評価検討会を終了いたします。本日はありがとうございました。お
3 気を付けてお帰りください。Webの方もありがとうございました。

4 徳井： ありがとうございました。

5 ###